

「事業評価書 警備業法施行令の一部を改正する政令 (平成17年政令第244号)により新設された規制」の要旨

評価期間:平成17年6月から平成22年11月までの間

警備業者が書面交付に代えて 電磁的方法を用いる場合の手続

警備業務の契約を締結する際には、一定の事項を通知することが義務付けられているが、この通知を、依頼者が希望する方法により受けることができるようにすること。

電磁的方法を用いる場合には、あらかじめ書面又は電磁的方法による依頼者の承諾を得なければならないこととする。

【有効性】

警備業務の依頼者が、希望する方法により警備業者から一定事項の通知を受けられているか。

【効率性】

あらかじめ一定の方法で依頼者の承諾を受けることが過大な負担となっていないか。

警備業者に対するアンケートの実施

- 電磁的方法を利用したことがある業者は8.8%にとどまるが、そのうち約90%が依頼者から要望があれば必ず利用すると回答
- 依頼者の希望があっても利用しない業者は4.3%にとどまる
- あらかじめ承諾が必要であることにより特別の負担が生じているとする業者は7.2%にとどまる

依頼者が電磁的方法を利用することを希望した場合は、おおむね利用可能であり、これに伴う負担も必要最小限。有効な政策であると評価。

登録講習機関の登録の 有効期間を3年とすること

登録講習機関の登録を3年ごとの更新に係らしめることで、登録講習機関の公平性や講習会の水準を確保し、もって検定合格警備員の資質を確保すること。

登録講習機関の登録の有効期間を3年とし、3年ごとに更新を受けなければならないこととする。

【有効性】

登録講習機関や講習の水準が確保されることで、検定合格警備員の資質が確保されているか。

【効率性】

3年ごとの更新による事務負担が過大な負担となっていないか。

検定合格警備員の資質に係る統計

- 検定合格警備員数の増加に比べ、労務災害の被災者数は低く抑えられている
- 検定合格警備員の勤務中の犯罪は低く抑えられている

登録講習機関からのヒアリング

- 3年ごとに講習内容を見直すことは適当

登録講習機関の公平性や講習の水準が確保されることにより、検定合格警備員の資質が維持され、これに伴う負担も必要最小限。有効な政策であると評価。

政策の目的

政策の内容

効果の把握の観点

効果の把握

政策の評価